参 考 資 料

用語一覧

あ 行

アセットマネジメント

道路や橋等を資産として捉え、道路構造物の状態を客観的に把握・評価し、いつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮し、計画的かつ効率的に管理すること。

アクセス

目的地へ連絡するための交通の便や手段。

アダプトプログラム

アダプト（ＡＤＯＰＴ）とは英語で「○○を養子にする」の意味で、一定区画の公共の場所を養子にみたて、市民が里親になって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援するもの。

（一）

一般県道の略。

ＮＰＯ

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある大気中の二酸化炭素やメタンなどの総称。

か 行

回遊

目的地だけで完結せずに、目的外の施設などにも立ち寄ること。

完全失業率

「労働力人口（15 歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの）」に占める「完全失業者（次の 3 つの条件を満たすもの、①仕事がなくて調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）②仕事があればすぐ就くことができる③調査週間中に，仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。）」の割合。

涵養

降雨・河川水などが地下浸透して水が補給されること。

狭（きょう）あい道路

自動車のすれ違いが困難など、幅員が狭（せま）い道路。

景観法（平成 16 年法律第 110 号）

平成 17 年 6 月 1 日に全面施行された、我が国で初めての景観に関する総合的な法律であり、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、強制力を伴う法的規制の枠組みを用意することとしている。

限界集落

過疎化などで人口の 50%以上が 65 歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落。

建築協定

一定の区域内の土地所有者等の全員の合意のもとに、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定。

交換分合

分散している農地を、区画や形、状態を変えずに所有権などの権利を地域ぐるみで交換して、農地を使いやすくまとめること。

御殿場型ＮＰＭ（New Public Management［ニューパブリックマネジメント］）

ＮＰＭとは、New Public Management（ニューパブリックマネジメント）の略で、「新公共経営」と訳され、行政に民間企業の経営理論や経営手法を導入することで、効率的で質の高い行政サービスの提供を目的とする。また、御殿場型とは、単に効率性だけを追求するのではなく、心が通い、温かさや思いやりをもって、市民とともに行政経営を行っていくことを意味する。

コミュニティ

居住する人々が共同体としての意識を持って生活する一定の地域や、その人々の集団。

コミュニティバス

地域での必要性や目的にあわせてルートや運行形態等を工夫し、より生活に密着した移動手段を提供するバスのこと。

さ 行

里山

昔から山菜等の採取や炭焼、落葉の堆肥化などに利用されてきた自然林で、人の営みと自然が共存している地域のこと。近年、自然と身近にふれあえる空間として再評価されている。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域および、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域（都市計画法第 7 条第 2 項）。市街化区域の中では、12 種類の用途地域が必ず定められ、その用途に応じた建築規制を受ける。

市街化調整区域

優れた自然環境や農地を守るため、市街化を抑制する区域（都市計画法第 7 条第 3 項）。

市街地開発事業

木造建築物が密集し、土地利用状況もが著しく不健全であり、災害の危険性がある地区等で、都市再開発法に基づき、細分化された土地を統合し、不燃化・中高層化した共同建築物を建築し、あわせて道路や公園等の公共施設の整備を行う事業。

自然トレイル計画

森林などの小道を活用し、散策などを行う活動の計画。

（主）

主要地方道の略。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、廃棄物を抑制し、資源の適正な循環的利用が促進され、天然資源の消費抑制によって、環境への負荷ができる限り低減される社会。

親水機能

豊かな自然のなかで水や緑、動植物とのふれあい、やすらぎの享受など、水に親しむことのできる機能。

ストック

資源、資産。

スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ＥＴＣを搭載した車両に限定しているインターチェンジ（IC）のこと。従来のＩＣに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

生活道路

地域で日常生活のために使われている道路。

製造品出荷額等

１年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出た廃物の出荷額の合計。

線引き

計画的な市街地の形成を図るため、都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域とに分ける制度。

た 行

滞在型施設

宿泊を伴う施設。レジャーやレクリエーション施設に宿泊施設の併設したもの、もしくは宿泊施設が単独で立地したもの。

地区計画

地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区の目標・将来像や公共施設の整備、建築物に関する事項などを定める計画。

低・未利用地

市街化区域内における田・畑等で、都市的な土地利用がなされていない用地。

デマンド型交通

利用者の事前予約により乗合バスや乗合タクシーによる運行を行うこと。利用可能地域・時間帯のみ定め運行ルート・停車地はその都度定める方法や、運行ルート・時間・停車地を定めておき予約があった場合のみ運行する方法等がある。一般的に小型車両が用いられる。

電線類の地中化

電線（電力線・通信線等）および関連施設を地中に埋設すること。

（都）

都市計画道路の略。

都市計画区域

自然的条件や社会的条件、人口、土地利用、交通量などを勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域（都市計画法第５条）。

都市計画道路

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の４種類に分けられる。

都市施設

都市計画法第 11 条第１項各号に掲げる施設。道路･鉄道などの交通施設や、公園等の公共空地、電気・ガス・上下水道などの供給処理施設、教育文化施設などを指す。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の利用形態の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業。

な 行

年間商品販売額

調査前年度の商品販売額（各事業所の卸売･小売の販売額の合計）をいい，消費税を含んだ額である。

は 行

バリアフリー

障がい者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと。また障壁が取り除かれた状態。

ほ場整備

小さな区画の農地を、大きな区画に整理し、併せて用排水路、農道などを計画的、効率的に配置するとともに、農地の集団化を図り生産性を向上させるための整備を行うこと。

ま 行

面整備

まとまった相当規模の区域で、道路・公園・下水道等の施設整備を、宅地開発と一体的に行うこと。土地区画整理事業等が含まれる。

や 行

遊休農地

耕作がなされておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地のこと。耕作放棄地ともいわれる。

優良田園住宅制度

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づき、担い手不足や耕作放棄地の増大などの課題を抱える地域を対象に、ゆとりある田園住環境の形成を通じて、定住の促進や交流の拡大などを目的とした制度。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

障壁を取り除くことをバリアフリーというのに対し、はじめから障壁を作らないという考え方がユニバーサルデザイン。

ユビキタス社会

あらゆるものがネットワークを構成し、誰もがいつでもどこでも自在に情報やサービスを手に入れることが可能となる社会。

用途地域

都市機能の維持・増進、居住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率などについて制限を行う制度。

ら 行

ランドマーク

モニュメント（記念碑）、特徴のある建物・構造物のように容易にそれと気づくことのできるようなもの。

ランプ

高さが異なる 2 つの地点を結ぶ、自動車用の傾斜道路または通路。

緑地協定

都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により結ぶ協定。

レクリエーション

仕事や勉強などの疲れを癒し、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養、娯楽。

みんなの声を活かす意見公募（パブリックコメント）における主な意見（要旨）

平成 22 年 8 月 17 日（火）から平成 22 年 8 月 31 日（火）まで
意見提出者　男４名、女２名

1　サブタイトル「地域活力の創出と安全・安心のまちづくり」が良い。マスタープランの方向性が示されている。

2　これからの社会では環境面でも経済面でも持続可能であること（サステイナブル）がさらに重要視されてくるので、マスタープランにこのような観点が盛り込まれていてよかったと思う。

3　《活力》或いは《交流》という分野では、民間の力を大いに利用すべきだと思う。そのためには思い切った規制緩和も必要。

4　市民が安心して暮らすためには安定した就業環境が必要であり、そのためには地場産業の振興や企業誘致が大切だと思う。

5　地域別構想の御殿場地域では、《重点整備の方針》の中に「滞在型施設、道の駅などの拠点整備とあるが、これはいいアイデアだと思う。アウトレットや時の栖のおかげで御殿場市への流入人口はかなりのものと考えられるが、これらの人たちを滞留させて交流を促進することは地域の活性化にも大いに寄与するものと思う。

6　都市計画法が改正されて大規模開発が出来なくなった現在、マスタープランを実現させていくためには地区計画の手法を使うことが有力な手段になると思う。

7　ＪＲ御殿場駅周辺は、子供やお年寄り、障がい者の皆さんも利用しやすいように、歩道の整備や段差の解消等、バリアフリー化を推進して欲しい。

8　ただ規制を強めるだけではなく、締めるところは締め、緩めるところは「ある程度」まで緩めて、そのエリア住民の自主性に「地域活力」を持たせるようなプランをたてて欲しい。

9　新橋深沢線の早期延伸開通も含め、ＪＲ御殿場駅を中心に、道路整備やバス経路の変更などが成功すれば、『新しい御殿場の顔』と成り得る、とても魅力ある街づくりが期待できる。

10　市民にとって身近かな、特に学校周辺の生活道路に歩道を完備することを強く望む。

11　既存の森や林をできる限りそのままの状態で利用し、森や林の中を安心して市民が散策できるような遊歩道を整備してほしい。木陰を多く残すことで、今年のように暑さが厳しい夏の日でも、涼を求めて多くの市民が公園に足を運ぶことでしょう。

12　観光面からはもちろん、市民が利用する面からも、駅西側の整備は良かったと思う。それに比べ東側は、大型バスが利用するにはまだ不便なので、さらなる整備をお願いしたい。

13　各地域に、市外からの来訪者が見てわかりやすい案内板があるとよいのでは。

14　西部地域は高根穀倉地帯の水源。冬期に路面の凍結防止剤が周辺の御殿場名産品である、水かけ菜への付着、水路に、大気に、利用する車にも付着し、錆の原因にもなります。また、現東名の岐阜県伊吹ＳＡ付近で実施している、道路ヒーティングを行い、凍結防止剤等の薬品を使用しない、クリーンな新道路建設を要望する。

15　富士山を中心とした景観・自然環境・清らかな空気と水・文化などの魅力を生かしたまちづくりが必要。市民が郷土に誇りを持てる街づくりを通じ、市民として世界の人を迎える気持を持てるようにする。

16　富士山を望む施設を積極的に誘導してほしい。

17　地元産業に優遇措置を施さなければ御殿場市が努力しても大手企業がそこから得られる利益を独占して行く。

18　クリーンエネルギーの活用・エコ車両の優遇・オーガニックの農産物などを通し御殿場市が自然保護に積極的な都市であることを世界にアピールする。

19　観光と言ってもそこで何が体験できるかも重要な要素になっている。芸術村を作り上げるのも良いと思う。職人、芸術家への優遇措置があれば集まる人も多くなると思う。

20　市内循環バスは絶対に必要だと思う。効率的にも大型バスでなく、小型のハイブリッドバスか、電動バスが良い。市内の大手企業にもバス停を設け、企業からも協賛金を取りながら運営する。ワンコイン市営バスの形が取れればベストだろう。

21　東山地区を文化地域にしていく案に賛成。この地域は古くから政財界人・文化人の別荘が数多くあり、箱根山の麓で自然も多く残されている。青少年会館の跡地は文化・芸術村を作るには最適ではないだろうか。東山湖の周囲や黒沢明邸付近の土地も活用する。

22　『わらじ』をキーワードに、『富士山』をシンボルとしたまちおこしを望む。

23　『汽車ぽっぽ』の作詞家『冨原　薫』生誕のまちとして御殿場をアピール。

24　街の明かり、街灯など、防犯面とともに景観を考慮したおしゃれなものを数多く配置してほしい。人が多く集まるところには、ベンチと一体化した明かりなどがあると美しいと思う。

平成21年度・平成22年度
御殿場市都市計画マスタープラン懇話会　構成員名簿

氏　名	選 出 区 分 等
池谷　浩通	各種団体に属する者（御殿場地区）
杉山　しず子	各種団体に属する者（富士岡地区）
三澤　五朗	各種団体に属する者（原里地区）
大胡田　幸久	各種団体に属する者（玉穂地区）
池谷　隆司	各種団体に属する者（印野地区）
田代　祐一郎	各種団体に属する者（高根地区）
☆勝又　重春	知識と経験を有する者（勝又重春設計事務所代表）
小宮山　房江	知識と経験を有する者（KOMIデザインスタジオ主宰）
★今関　智子	知識と経験を有する者（今関智子司法書士事務所代表）
渡邉　信幸	関係行政機関の職員（沼津土木事務所御殿場支所長）
遠藤　誠	関係行政機関の職員（東部農林事務所御殿場支所長）

☆：座長
★：副座長

平成21年度　御殿場市都市計画マスタープラン庁内検討委員会名簿

氏　名	所　　属
★杉山　泰芳	くらしの安全課　課長
後藤　正孝	商工観光課　課長
杉山　実	市街地整備課　課長
井澤　正和	建築住宅課　課長
長田　清一	土木課　課長
岩田　光治	防災対策室　室長
杉山　良治	教育総務課　課長
杉山　直毅	企画課　課長
勝間田　喜晴	演習場渉外課　課長
芹澤　彰	社会福祉課　課長
寺田　壽賀子	子育て支援課　課長
芹澤　貞夫	環境課　課長
鈴木　勝	農林課　課長
☆伊倉　富一	都市計画課　課長
長田　忠一	事務局（都市計画課）
鈴木　博	事務局（都市計画課）

☆：委員長

★：副委員長

平成 22 年度　御殿場市都市計画マスタープラン庁内検討委員会名簿

氏　名	所　　属
★杉山 泰芳	くらしの安全課 課長
内田 治夫	商工観光課 課長
杉山 達夫	都市整備課 課長
井澤 正和	建築住宅課 課長
長田 清一	土木課 課長
岩田 光治	危機管理室 室長
杉山 良治	教育総務課 課長
勝間田 喜晴	企画課 課長
勝又 保彦	演習場渉外課 課長
中村 信生	社会福祉課 課長
高杉 美佐子	子育て支援課 課長
芹澤 貞夫	環境課 課長
勝又 英夫	農林課 課長
☆長田 忠一	都市計画課 課長
志水 政満	事務局（都市計画課）
川合 良伸	事務局（都市計画課）

☆：委員長

★：副委員長